

【新型コロナウイルス雇用対策】会計年度任用職員を募集します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により内定を取り消された方や離職を余儀なくされた方等を対象とする雇用対策として、会計年度任用職員を募集します。

ア 募集職種、採用予定人数等について

職種	採用予定人数	任用予定期間	備考
事務補助員	5名程度	令和2年6月～ 同年11月（6か月）	主に新型コロナウイルス関連の支援対策業務に従事

※共通：月額で報酬（給料）を定める職種

イ 応募要件について

- ①登米市内に住民登録のある方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「内定が取り消された方」又は「業務縮小等で離職を余儀なくされた方」
- ②登米市内に住民登録のある方で、求職中の方

ウ 登録申請について

会計年度任用職員任用希望者登録申請書（以下「登録申請書」）の提出が必要となります。

なお、上記「イ 応募要件①」に該当する方は、登録申請書の「任用を希望する理由」欄又は余白欄（任意の用紙でも可）にその概要を記載していただき、また、その該当することが確認できる書類（写し可）を添付の上、提出してください。

エ 登録申請上の注意点について

「任用希望者としての登録」から「任用者の決定」までについては、別紙「令和2年度登米市会計年度任用職員任用希望者募集要綱」（本紙で「募集要綱」という。）と同様です。

※本紙の募集と募集要綱の記載内容において「同じ」又は「異なる」事項は、次のとおり

1 全職種共通事項

任用期間	<u>上記「ア」のとおり</u>
勤務条件	①勤務時間・勤務日・休日 ②休暇 ③勤務場所
給与	①報酬（給料） ②手当等 ③支払日
社会保険等	社会保険・雇用保険

募集要綱
と同じ

- 2 登録期間 …… 通常の募集と同様の登録が継続されます。
- 3 登録方法 …… 募集要綱と同じ
- 4 申請受付期間 …… 本紙での募集期間は、採用予定人数に達した時点までとなりますが、その後は、通常の登録分として募集要綱どおり受け付けます。（その際、上記「ウ」による記載や書類添付は不要です。）
- 5 任用者の決定 …… 募集要綱と同じ
- 6 登録申請書の提出および問い合わせ先

登米市総務部人事課 〒987 -0511 登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
電話 0220 -22 -2145（直通）